業務委託契約書

　　　　　　　　　（以下「甲」という）と、　　　　（以下「乙」という）は、以下のとおり、業務委託契約(以下、｢本契約｣という)を締結する。

（目的）

第１条　甲は乙に対し、本契約に基づき、甲がなすべき業務の一部（以下「本件業務」という。）を委託し、乙はこれを受託する。

２　本契約において、甲が乙に対し委託する本件業務とは、　　　　　　　　　　　　の業務とする。

（契約期間）

第２条　本契約の有効期間は、契約締結日から１年間とする。

２　本契約の延長又は契約内容の変更については、契約満了の１ヶ月前までに両者が協議のうえ決定することとする。

３　契約期間が６ヶ月以上の場合で、甲が本契約を中途解約するとき又は更新しない場合は、甲は乙に対し、少なくとも３０日前までにその旨を予告しなければならない。

４　前項において、甲による予告の日から契約満了までの間に、乙は甲に対し、本契約の中途解約又は不更新の理由の開示を求めることができる。理由の開示を求められた場合、甲は遅滞なく、これを開示しなければならない。

（報酬及び支払）

第３条　本契約に基づき甲が乙に支払う委託料は、１日当たり〇円とする。

２　本契約にかかる交通費等の経費は、原則として甲が負担する。ただし、遠隔地出張など多額の経費を必要とする場合は、別途協議の上取り決めるものとする。

３　甲は、本条各項に定める顧問料を、月末で締め、翌月末までに乙の指定する銀行口座への振込みにより支払うものとする。振込にかかる手数料は甲の負担とする。

４　甲が委託料の支払いを遅延した場合、成果物の受領日から６０日を経過した日から甲が委託料を実際に支払うまでの間、乙は委託料のうち、未払いの部分に年１４.６％を乗じた金額を、遅延損害金として甲に請求できる。

（納期）

第４条　乙は、本件業務について、○○年○月○日までに、成果物を納品する。

（納品場所）

第５条　乙は、本件業務について、甲の本社所在地に納品するものとする。

（検査）

第６条　甲は、成果物を受領したときは、○○年○月○日までに受領物の検査を行い、検査完了後、速やかに検査の結果を乙に通知するものとする。

２　前項の検査が完了しているか否かは、第３条第３項の支払期日及び第３条第４項の遅延損害金の期間の算定に影響を及ぼさない。

（機密保持）

第７条　機密情報とは、有形無形を問わず、本契約に関連して甲から乙へ提供された営業上、技術上、人事上その他すべての情報を意味する。

２　乙は甲から提供された機密情報について善良なる管理者の注意をもってその機密を保持するものとする。

３　乙は機密情報について、本契約の目的の範囲内のみで使用できるものとし、複製、改変が必要なときは、事前に甲から書面による承諾を受けなければならない。

４　本条の規定は、本契約終了後または期間満了後も有効に存続する。

（権利義務譲渡の禁止）

第８条　乙は甲の事前の書面による承諾がない限り、本契約の地位を第三者に継承させ、あるいは本契約から生じる権利義務の全部または一部を第三者に譲渡しもしくは引受けさせまたは担保に供してはならない。

（準拠法及び合意管轄）

第９条　本契約の準拠法は日本法とし、本契約に関連して生じた紛争については、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属合意管轄裁判所とする。

（協議事項）

第１０条　本契約に定めなき事項または解釈上疑義を生じた事項については、法令に従うほか、甲乙誠意をもって協議のうえ解決を図るものとする。

本契約成立の証として、本書２通を作成し、甲乙記名捺印の上、各１通を保有する。

2024年　月　日

甲：東京都千代田区

株式会社〇〇〇〇

代表取締役　〇〇〇〇　　　　　㊞

乙：東京都中央区

〇〇〇〇　　　　　　　　　　　㊞